

受動喫煙防止対策に関する決議

受動喫煙が全身の健康に影響を与えることは広く知られているが、能動喫煙のみならず、受動喫煙により、歯・口腔の健康にも影響が及び、歯周病の大きなリスクとなることはあまり知られていない。

厚労省の「たばこ白書」において、歯や口腔への影響に関するエビデンスが取り上げられている。たばこによる煙は、口腔に対して直接的に影響をもたらす。希少がんではあるが、致死率の高い口腔がんへの高いリスクとなる。受動喫煙により、歯を失う原因である歯周病の発症を招く。歯を失うことで、口腔機能の低下、QOLの低下、健康寿命延伸の阻害を招くことになる。

現在、政府は受動喫煙防止対策強化に関する法案を策定中である。自民党内において、歯科分野における唯一の議員連盟である本議員連盟として、本法案の方針に対し、歯科の立場から、とりわけ、国民の健康を守る「医療者」としての立場からの意見を表明することが喫緊の課題である。

特に、受動喫煙が歯・口腔に影響を与えるとの観点から、タバコによる健康被害から国民を守る立場からの受動喫煙防止対策強化を行うことは言うまでもないが、飲食店等における受動喫煙防止対策は、従業員等の受動喫煙防止につながり、特に、従業員等の健康維持にも寄与することを忘れてはならない。

さらに、屋内完全禁煙の実現を目指して、日本歯科医師会・日本歯科医学会のみならず、多くの医療系学会の連名により、政府に対し「2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて屋内完全禁煙とする包括的受動喫煙防止法・条例制定の要望書」が提出されている。本要望書につき、本議員連盟として強く真摯に受け止める。

記

一、歯・口腔に影響を与える受動喫煙を防止する観点から、国際的にも最低レベルとされるわが国の受動喫煙対策を充実させるべく、今国会において、早急に法案を成立させること。

一、法案成立を最優先とするものの、従業員等の健康維持の観点から、法案成立後においても、屋内における喫煙専用室設置不可も検討に入れ、屋内完全禁煙を目指して活動を行うこと。

右、決議する。

平成二十九年 四月 十二日

国民歯科問題議員連盟